

財産区概要

平成24年3月31日現在

項 目		芦 屋 市
1	財産区 の 名 称	芦屋市打出財産区
		芦屋市三条津知財産区
2	財産の 種 類 ・ 規 模	山 林 29筆 1,161,419.48㎡ 保安林 7筆 1,333,078.71㎡ 道 路 3筆 1,469.83㎡ 合 計 39筆 2,495,968.02㎡
		保安林 7筆 2,945,991㎡(公簿) (神戸市域・神戸市と共有, 持分神戸市7/9,財産区2/9)
3	財産区に関する条例等	・ 芦屋市附属機関の設置に関する条例 ・ 芦屋市打出財産区共有財産管理委員会規則 ・ 芦屋市打出共有山入山取締規則 ・ 芦屋市打出財産区山車維持管理費助成要綱
		芦屋市三条津知財産区山車維持管理費助成要綱
4	財産区管理上の組織	共有財産管理委員会
		財産区協議会
5	管理委員の選任・任期	市議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が選任(委員長は委員の互選,副委員長は委員長が任命) 任期 4年(定数15名)
		選任・任期とも協議会で決定
6	管 理 委 員 の 報 酬	月額11,200円(委員長13,500円)
		なし(協議会に委託料支出)
7	管理委員会・協議会の開催状況	年4~6回程度
		年1~2回程度
8	先進地視察等について	隔年に実施(1泊2日)
		隔年に実施(日帰り)

項 目		芦 屋 市	
9	管理運営について	保 存 行 為	<ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫防除事業 ・各種治山工事（県事業が中心） ・国砂防事業への用地提供（有償）
		処 分 行 為	<ul style="list-style-type: none"> ・財産処分に関することは、すべて管理委員会に諮問。主に砂防事業への用地処分。
		処 分 金 の 使 途	<p>当該地域で実施される公共的事業及び管理運営費に充てるため、財産区積立金として積み立てる。 （積立金額）平成23年3月末現在</p> <p style="text-align: right;">打出</p> <p style="text-align: center;">37,522,000円（芦屋財産区）</p> <p style="text-align: right;">三条</p> <p style="text-align: center;">45,933,197円（津知財産区）</p>
		会 計 区 分	財産区会計
		事 務 局	総務部管財・検査課
10	財産区と市議会との関係	<p>市議会の議決を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算 ・契約締結（1,500万円以上） ・財産処分（5,000㎡以上） （地方自治法96条関係） 	
11	日常管理業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・山林内パトロール（樹木・境界・山腹崩壊・落石危所・ゴミの不法投棄の監視等） ・境界確認・協定（水路・里道・官民間） 	